

保育料について

保育所の運営費は、国・県・市の負担金と保護者の皆さんの保育料で賄われています。

毎月の保育料は、【表4】のとおり、入所児童の父母などの市町村民税所得割額の合計額などにより決定します。



主な保育料軽減措置

市では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の軽減措置を実施しています。

- ・第3子以降の児童は無料
- ・B1階層の場合、第2子が無料
- ・小学校入学前児童のうち、

2番目に年齢が高い児童は半額（小学校入学前児童のうち、最年長の児童は、幼稚園など、2番目に年齢が高い児童とは異なる施設に入所していても構いません）。

※B1～C4階層の場合、第1子の年齢制限なしで第2子が半額となります。

■要保護世帯の軽減措置

○要保護世帯Ⅱひとり親世帯、障がい者がいる世帯など

- ・B1階層の場合、第1子・第2子とも無料
- ・B2～C5階層の場合、第2子が無料
- ・B2～C5階層の場合、第1子はB1階層と同額（0～2歳児5,600円、3～5歳児4,100円）

▽申込先／問い合わせ先

子ども課保育係

（☎内線192）



いども園・幼稚園の幼稚園児を募集します

いども園

（1号／教育希望）

▽募集施設

- ・綾里こども園
- ・越喜来こども園
- ・吉浜こども園

▽申込要件Ⅱ市内に住所がある人

▽使用料Ⅱ左表のとおり
※教育活動の時間は午後1時30分までですが、別料金で預かり保育を利用することができます（最長午後7時まで）。

▽軽減措置Ⅱこども園（2・3号／保育希望）と同様に

こども園（1号／教育希望）の使用料

区 分	使用料（月額）
生活保護世帯など	0円
市町村民税非課税世帯、均等割額のみ課税世帯	3,000円
市町村民税所得割額課税世帯	9,500円

幼稚園

▽募集施設Ⅱ海の星幼稚園
▽募集人数
・満3歳児Ⅱ若干名
・3歳児Ⅱ30人

▽申込先／問い合わせ先

子ども課保育係

（☎内線192）

第3子以降無料などの軽減措置があります。

▽申込方法Ⅱ申込書類を市役所本庁子ども課に提出してください。

※申込書類は市役所本庁子ども課、各こども園に備え付けています。

※申込書類は、保育所の入所申込受付の際も受け付けます（P11【表3】参照）。

※3歳児から4歳児、4歳児から5歳児へ引き続き在園を希望する場合、申込書類の提出は不要です。

▽申込期間Ⅱ1月9日（火）～26日（金）

▽申込先／問い合わせ先

子ども課保育係

（☎内線192）

【表4】保育所・こども園（2・3号／保育）の利用者負担額

区 分		保 育 料（月額）					
階層	範 囲	3号認定（0～2歳児）		2号認定（3歳児）		2号認定（4・5歳児）	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯など	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B1	市町村民税非課税世帯	5,600円	5,600円	4,100円	4,100円	4,100円	4,100円
B2	均等割額のみ	14,600円	14,400円	11,600円	11,400円	11,600円	11,400円
C1	所得割額11,700円未満	15,600円	15,400円	12,600円	12,400円	12,600円	12,400円
C2	所得割額11,700円以上48,600円未満	17,100円	16,900円	14,100円	13,900円	14,100円	13,900円
C3	所得割額48,600円以上56,000円未満	21,600円	21,300円	18,100円	17,800円	18,100円	17,800円
C4	所得割額56,000円以上57,700円未満	24,100円	23,700円	20,600円	20,200円	20,600円	20,200円
C5	所得割額57,700円以上77,101円未満	24,100円	23,700円	20,600円	20,200円	20,600円	20,200円
C6	所得割額77,101円以上80,000円未満	24,100円	23,700円	20,600円	20,200円	20,600円	20,200円
C7	所得割額80,000円以上97,000円未満	26,100円	25,700円	23,100円	22,700円	23,100円	22,700円
C8	所得割額97,000円以上110,000円未満	29,600円	29,200円	26,600円	26,200円	24,600円	24,200円
C9	所得割額110,000円以上116,000円未満	35,600円	35,100円	31,600円	31,100円	26,600円	26,200円
C10	所得割額116,000円以上169,000円未満	39,600円	39,000円	33,600円	33,100円	26,600円	26,200円
C11	所得割額169,000円以上301,000円未満	39,600円	39,000円	33,600円	33,100円	26,600円	26,200円
C12	所得割額301,000円以上397,000円未満	39,600円	39,000円	33,600円	33,100円	26,600円	26,200円
C13	所得割額397,000円以上	39,600円	39,000円	33,600円	33,100円	26,600円	26,200円

※所得割額とは、一定以上の所得がある人に、その所得に応じて負担していただく税金です。所得の額から医療費や社会保険料、扶養などの控除分を差し引いた額に、税率をかけて算出したものです。

※保育料は、寄付金控除・配当控除・外国税額控除・（増改築等）住宅借入金等特別控除をする前の額で算定します。



平成29年度第3回大船渡市地域助け合い創出研究会

～誰だって出かけたい！住民で支える移動サービス～

市では、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域での支え合い活動を推進していくため、「地域助け合い創出研究会」と題して、地域包括ケアに関する学習会を開催しています。

高齢になり、最近車の運転が不安だとか、免許証を返納したため以前のようにサロンに出かけられなくなったなど、皆さんのお近くでお困りの人はいませんか。

本年度3回目の研究会は、住民の支え合いにより移動・外出支援の取り組みをしている各地の事例やその仕組みについて分かりやすく解説していただきます。

決して他人事ではない移動の問題です。お誘い合わせの上、お気軽にご参加ください。

▷日時＝12月18日（月）午後1時30分～3時

▷会場＝総合福祉センター

▷対象＝どなたでも

▷内容＝講話「（仮題）住民の支え合いによる移動・外出支援のしくみと動向」【講師＝河崎民子さん（NPO法人全国移動サービスネットワーク副理事長）】

▷参加料＝無料

▷問い合わせ先

地域包括ケア推進室（☎☎2943）